

令和7年度 館林市特定教育・保育施設の利用申込みのしおり

- ① 館林市特定教育・保育施設の利用申込みのしおり（本書）
- ② 令和7年度 入園申込みをされる皆様へ（お知らせ）
- ③ 記入上の注意 及び 記入例
- ④ 令和7年度 特定教育・保育施設利用申込みチェックリスト
- ⑤ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 特定教育・保育施設利用申込書
- ⑥ 健康状況確認表 及び 施設利用に関する確認票及び同意書
- ⑦ 就労証明書 2枚

※就労以外の理由で申込を行う場合や、市外施設を利用する場合等は別途書類が必要です。事前に申出て書類を受け取るか、市のホームページからダウンロードし、ご記入ください。

※教育・保育給付認定の区分により手続きが異なるため、本書類をよくお読みいただき、必要な書類を作成のうえ、お申し込みください。

1. 教育・保育の必要性の認定申請及び施設の利用申込み手続き

子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行した幼稚園、認定こども園、保育園等を総称して「特定教育・保育施設」と言います。特定教育・保育施設を利用するためには、市から教育・保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

教育・保育の必要性	1号認定	保育を必要としない満3歳以上の児童
	2号認定	保育を必要とする満3歳以上の児童
	3号認定	保育を必要とする満3歳未満の児童

保育の必要量（時間）には、11時間利用を基本とする「保育標準時間」と、8時間利用を基本とする「保育短時間」があります。2号認定または3号認定を希望する場合、保育を必要とするご家庭の実態に合わせて市が認定しますので、申込み受付時に確認させていただきます。

保育の必要量 （時間）	保育標準時間 （11時間利用）	(1) 父母ともに月120時間以上の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも病気・障がい、介護・看護等 (3) 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある
	保育短時間 （8時間利用）	(1) 父母どちらか、またはどちらも月48時間以上120時間未満の就労 (2) 父母どちらか、またはどちらも求職活動中

◆ 幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用希望するかた（1号認定）

教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書を作成し、その他必要となる書類を添付して希望する施設（私立認定こども園を希望のかた）又は市役所こども課へお申し込みください。

◆ 保育園・認定こども園（保育部分）を利用希望するかた（2号又は3号認定）

施設を利用するためには、①保護者・申し込むお子さまが館林市に住民登録がある②申込み時点で首がすわっていて、集団生活に支障がない③保護者全員が以下の事由のいずれかに該当し、特定教育・保育施設での保育の必要性が確認できることが必要です。市役所こども課へお申し込みください。

保育の利用が必要な事由

事 由	保 育 の 実 施 期 間
① 就労 日常の家事以外の就労（自営・農業・内職等を含む）	仕事をしている期間 ※最低就労時間：月48時間以上かつ週4日以上が必要
② 妊娠・出産 妊娠中又は出産後間もない	出産（予定）日の産前2か月（多胎妊娠の場合 産前3か月）から産後最長3か月
③ 疾病・障がい 病気やけが、心身に障がいがある	療養等に必要期間
④ 同居又は長期入院している親族の介護・看護 病人や心身障がい者を常時介護・看護している	介護・看護を必要とする期間
⑤ 災害復旧 震災や風水害、火災などの復旧に当たっている	復旧に必要な期間
⑥ 求職活動（起業準備含む）	2か月間（求職理由の期間延長は原則不可）
⑦ 就学（職業訓練を含む）	学業や訓練が修了するまでの期間 ※月48時間以上の通学が必要
⑧ 虐待・DVのおそれがある	虐待・DVのおそれがなくなるまでの期間

2. 申込みに必要な書類

1	令和7年度 特定教育・保育施設利用申込チェックリスト（家庭につき1枚）																											
2	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 特定教育・保育施設利用申込書（児童1人につき1枚）																											
3	健康状況確認表 及び 施設利用に関する確認票及び同意書（児童1人につき1枚）																											
4	家庭で保育できないことを確認できる書類 ※保育部分を希望するかた（家庭につき1枚） <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>提 出 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労（家庭外労働）</td> <td>就労証明書^{（注）}</td> </tr> <tr> <td>就労（家庭内労働） （自営業・農業内職等）</td> <td>就労証明書（表面）^{（注）} 就労状況（予定）申告書（裏面）（申告書記載の添付資料を必ず提出すること）</td> </tr> <tr> <td>就 労 内 定</td> <td>就労証明書</td> </tr> <tr> <td>妊 娠 ・ 出 産</td> <td>妊娠・出産申告書 + 母子健康手帳の写し（表紙 + 分娩予定日記載部分）</td> </tr> <tr> <td>疾 病</td> <td>保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書（家庭保育が困難であることが明記されているもの）</td> </tr> <tr> <td>障 が い</td> <td>保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書、障害者手帳（身体・療育・精神）の写し</td> </tr> <tr> <td>介 護 ・ 看 護</td> <td>介護・看護状況申告書（申告書記載の添付資料を必ず提出すること） 医師の診断書</td> </tr> <tr> <td>災 害 復 旧</td> <td>り災証明書（り災した市町村で発行）</td> </tr> <tr> <td>求 職 活 動</td> <td>求職活動状況申告書</td> </tr> <tr> <td>就 学</td> <td>在学証明書、時間割等スケジュールがわかるもの</td> </tr> <tr> <td>虐 待 ・ D V</td> <td>事由に該当することが確認できる書類</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>こども課にご相談ください</td> </tr> </tbody> </table> （注）就労内定（予定）で入園申込みする場合は、就労開始後、改めて就労証明書を提出していただきます。 ※ 太字の書類は、市指定の様式で提出してください。 ※ 上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。		事 由	提 出 書 類	就労（家庭外労働）	就労証明書 ^{（注）}	就労（家庭内労働） （自営業・農業内職等）	就労証明書（表面） ^{（注）} 就労状況（予定）申告書（裏面）（申告書記載の添付資料を必ず提出すること）	就 労 内 定	就労証明書	妊 娠 ・ 出 産	妊娠・出産申告書 + 母子健康手帳の写し（表紙 + 分娩予定日記載部分）	疾 病	保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書（家庭保育が困難であることが明記されているもの）	障 が い	保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書、障害者手帳（身体・療育・精神）の写し	介 護 ・ 看 護	介護・看護状況申告書（申告書記載の添付資料を必ず提出すること） 医師の診断書	災 害 復 旧	り災証明書（り災した市町村で発行）	求 職 活 動	求職活動状況申告書	就 学	在学証明書、時間割等スケジュールがわかるもの	虐 待 ・ D V	事由に該当することが確認できる書類	そ の 他	こども課にご相談ください
事 由	提 出 書 類																											
就労（家庭外労働）	就労証明書 ^{（注）}																											
就労（家庭内労働） （自営業・農業内職等）	就労証明書（表面） ^{（注）} 就労状況（予定）申告書（裏面）（申告書記載の添付資料を必ず提出すること）																											
就 労 内 定	就労証明書																											
妊 娠 ・ 出 産	妊娠・出産申告書 + 母子健康手帳の写し（表紙 + 分娩予定日記載部分）																											
疾 病	保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書（家庭保育が困難であることが明記されているもの）																											
障 が い	保育の必要性に係る状況申告書 医師の診断書、障害者手帳（身体・療育・精神）の写し																											
介 護 ・ 看 護	介護・看護状況申告書（申告書記載の添付資料を必ず提出すること） 医師の診断書																											
災 害 復 旧	り災証明書（り災した市町村で発行）																											
求 職 活 動	求職活動状況申告書																											
就 学	在学証明書、時間割等スケジュールがわかるもの																											
虐 待 ・ D V	事由に該当することが確認できる書類																											
そ の 他	こども課にご相談ください																											
5	該当する家庭のみ提出する書類 ※保育部分を希望するかたで状況に該当する場合（家庭につき1枚） <table border="1"> <thead> <tr> <th>状 況</th> <th>提 出 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護を受けているかた</td> <td>被保護証明書</td> </tr> <tr> <td>同一生計家族の中で、障害者手帳の交付や特別児童扶養手当を受けている場合</td> <td>障害者手帳（身体・療育・精神）の写し 又は 特別児童扶養手当証書の写し</td> </tr> <tr> <td>父母の他に同居者（祖父母等）がいるかた</td> <td>保育の必要性に係る状況申告書（必要に応じて添付資料含む）</td> </tr> <tr> <td>永住権がない外国籍のかた</td> <td>在留資格を証明する書類（在留カードの写しなど）</td> </tr> <tr> <td>館林市に転入予定のかた</td> <td>転入に関する同意書 + 売買契約書又は賃貸借契約書</td> </tr> <tr> <td>市外施設を利用希望のかた</td> <td>広域入所申請に係る申立書（保育を希望するかたのみ）</td> </tr> </tbody> </table> ※ 太字の書類は、市指定の様式で提出してください。		状 況	提 出 書 類	生活保護を受けているかた	被保護証明書	同一生計家族の中で、障害者手帳の交付や特別児童扶養手当を受けている場合	障害者手帳（身体・療育・精神）の写し 又は 特別児童扶養手当証書の写し	父母の他に同居者（祖父母等）がいるかた	保育の必要性に係る状況申告書（必要に応じて添付資料含む）	永住権がない外国籍のかた	在留資格を証明する書類（在留カードの写しなど）	館林市に転入予定のかた	転入に関する同意書 + 売買契約書又は賃貸借契約書	市外施設を利用希望のかた	広域入所申請に係る申立書（保育を希望するかたのみ）												
状 況	提 出 書 類																											
生活保護を受けているかた	被保護証明書																											
同一生計家族の中で、障害者手帳の交付や特別児童扶養手当を受けている場合	障害者手帳（身体・療育・精神）の写し 又は 特別児童扶養手当証書の写し																											
父母の他に同居者（祖父母等）がいるかた	保育の必要性に係る状況申告書（必要に応じて添付資料含む）																											
永住権がない外国籍のかた	在留資格を証明する書類（在留カードの写しなど）																											
館林市に転入予定のかた	転入に関する同意書 + 売買契約書又は賃貸借契約書																											
市外施設を利用希望のかた	広域入所申請に係る申立書（保育を希望するかたのみ）																											

6	申込窓口を持参するもの (世帯全員のマイナンバーがわかるもの、本人の身分が証明できるもの)	
	①申請者本人が申込み窓口に来る場合（以下を提示） ・世帯全員のマイナンバーがわかるもの （個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等） ・本人の身分が証明できるもの（顔写真付きは1点のみで可、それ以外は2点提示） ②申請者と申込み窓口に来るかたが異なる場合（以下を提示し、委任状は提出） ・世帯全員のマイナンバーがわかるもの （個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等） ・申込みに来る人の身分が証明できるもの（顔写真付きは1点のみで可、それ以外は2点提示） ・委任状 マイナンバーが記載された申請書等を提出する場合、正しい番号であること・正しい持ち主であることを確認するため番号確認と身元確認が必要になりますので、ご協力ください。	

3. 館林市の特定教育・保育施設一覧

令和6年9月時点

		施設名	所在地	電話	利用 定員	対象児童	開所時間	認定区分
保 育 園	公立	東 保 育 園	瀬戸谷町2240-17	72-2050	70	0歳以上	7時～18時	2号認定 又は 3号認定
		六 郷 保 育 園	新宿二丁目14-18	72-1232	80			
		多々良 保 育 園	日向町1147-16	72-0829	50			
		渡 瀬 保 育 園	足次町486-1	72-3970	90		7時～19時	
		美 園 保 育 園	美園町10-26	73-2143	90			
		成 島 保 育 園	北成島町1645-1	73-3667	150			
		松 波 保 育 園	高根町400-96	73-7321	60			
	私立	ルンビニ 保 育 園	赤生田本町1510	72-5335	40	1歳以上	7時～18時	
		双 葉 保 育 園	松原一丁目23-1	73-4561	60	0歳以上	7時～18時30分	
		聖 ル カ 保 育 園	大街道三丁目5-1	72-1076	90		7時～19時	
も も の 木 保 育 園		楠町1943-1	74-4761	90				
幼 稚 園	公立	杉 並 幼 稚 園	新宿二丁目14-18	73-5510	50	3歳以上	8時30分～17時	1号認定
		西 幼 稚 園	近藤町178-273	73-5727	40			
	私立	常 楽 幼 稚 園	廃園予定のため、令和7年度以降の募集はありません。					
認 定 こ ど も 園	公立	北 こ ど も 園	台宿町9-1	72-1342	120	0歳以上	7時～18時	1号～3号 認定
		東 こ ど も 園	大島町4364-1	77-1513	50			
		南 こ ど も 園	本町三丁目6-1	72-1233	120(予定)			
	私立	富 士 こ ど も 園	富士見町5-1	47-3850	280	満1歳以上	7時30分～ 18時30分	
		認 定 こ ど も 園 M I N O Y A	上三林町107-1	73-0354	135	0歳以上	7時～18時30分	
		認 定 こ ど も 園 A O Y A G I	青柳町1596-1	74-8858	220			

※公立保育園の「渡瀬保育園」及び「成島保育園」は、民営化を進めており、令和8年度から民間事業者による運営を開始する予定です。認定こども園化及び民営化の詳細につきましては、別紙「令和7年度 入園申込みをされる皆様へ（おしらせ）」をご参照ください。

4. 新年度入園募集（令和7年4月入園）

◆ 幼稚園

申込み受付日	受付場所	入園決定時期
一次受付 10月15日(火)～10月18日(金) ※受付予約不要 二次受付以降 順次	こども課	一次受付 12月中旬 二次受付以降 1月下旬以降順次

◆ 保育園

	申込み受付期間	受付場所	入園決定時期
公立	一次受付 10月21日(月)～11月7日(木) 二次受付以降 11月11日(月)～1月31日(金)	こども課	一次受付 12月下旬 二次受付以降 1月下旬以降順次
私立			

◆ 認定こども園

	申込み受付日	受付場所	入園決定時期
公立	一次受付 10月21日(月)～11月7日(木) 二次受付以降 11月11日(月)～1月31日(金)	こども課	一次受付 12月下旬 二次受付以降 1月下旬以降順次
私立	保育認定 一次受付 10月21日(月)～11月7日(木) 二次受付以降 11月11日(月)～1月31日(金) 教育認定 各園にお問い合わせください	保育認定 こども課 教育認定 こども課 又は各園	保育認定 一次受付 12月下旬 二次受付以降 1月下旬以降順次 教育認定 各園にお問い合わせください

※保育園、認定こども園の一次受付の窓口申し込みには事前予約が必要です
※電話または左記QRコードからオンライン予約をお願いします

- ・予約受付期間：10月1日（火）午前9時から11月7日（木）午後3時まで
- ・入所選考基準に基づき、優先度が高い児童から順に入園を決定します。
先着順や抽選ではありません。



5. 随時入園募集（令和7年5月入園以降）

◆ 保育認定

	申込み受付日	受付場所	入園決定時期
公立・私立	入園希望月の前々月末日まで	こども課	入園月の前月10日頃

◆ 教育認定

	申込み受付日	受付場所	入園決定時期
公立	入園希望月の前々月末日まで	こども課	入園月の前月10日頃
私立		各園	随時

6. 保育料・副食費について

保育料・副食費は、児童の父母の市民税額により算定します。ただし、生計の中心者が祖父母等と判断できる場合は、祖父母等も含めて算定します。令和7年4月から8月までは、令和6年度の額（令和5年中の所得に基づく課税額）により算定し、9月から令和8年3月までは、令和7年度の額（令和6年中の所得に基づく課税額）により算定します。

幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの児童の保育料は無償となります。

※ 世帯構成等が変わった場合（離婚・婚姻・死別等）は、保育料・副食費が変更になることがありますので、必ず申し出てください。

7. その他

本市におきましては、教育・保育給付認定証の交付は任意（希望者のみ交付）としています。

特定教育・保育施設を利用する場合、既に認定を行った教育・保育給付認定の内容に変更が生じた場合でも、希望いただいた方以外は教育・保育給付認定証を交付しませんのでご注意ください。

教育・保育給付認定証の交付を希望されるかたは、別途、交付申請書が必要となりますのでお申し出ください。

また、子ども・子育て支援法第20条第6項では、教育・保育給付認定申請のあった日から30日以内に、市が教育・保育給付認定保護者に対し教育・保育給付認定証を交付することを定めていますが、新規認定申請が集中し、認定審査に時間を要した結果、交付時期を延期することがありますのでご了承ください。

【問合せ先】

〒374-8501 館林市城町1番1号
こども局こども課 幼保運営係（0276-47-5136）

令和7年度 入園申込みをされる皆様へ（お知らせ）

市では、「公立幼稚園・保育園 就学前の教育・保育のあり方に関する方針」を策定し、教育・保育施設の再編に取り組んでいます。

公立幼稚園と公立保育園の統廃合などによる「認定こども園化」においては、令和7年度より南こども園が新しい園舎になる予定です。

公立保育園の「民営化」においては、渡瀬保育園及び成島保育園について、令和8年度からの民間事業者による運営開始に向けて、館林市立保育園民営化事業者選定等委員会による調査・審議などに取り組んでいます。

園名		年 度			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
認定こども園化	南こども園	旧南保育園舎	→ 新園舎		
	六郷保育園	-----	当初、令和7年度に認定こども園として開園を計画していましたが、先送り・再検討しています。		
	杉並幼稚園	-----			
	西幼稚園	-----			
民営化	渡瀬保育園	選定等委員会による調査・審議など		民営化 (民間事業者による運営)	
	成島保育園				

※公立東保育園、多々良保育園、美園保育園、松波保育園については、当面の間、公立保育園として運営します。

認定こども園化に関するQ & A

質問	回答
どのような施設なの？	0歳から就学前の保育が必要な子どもを預かる保育園の機能と3歳から就学前の子どもを預かる幼稚園の機能の両方を併せ持った施設です。 同じ施設の中に幼稚園利用の3～5歳児と保育園利用の3～5歳児が混在し、年齢ごとに同じ保育室で教育及び保育を行います。保育園利用の0～2歳児は、これまでの保育園と同様の保育を行います。
どのような保育を行うの？	公立幼稚園と公立保育園がそれぞれ行ってきた教育及び保育を一体化させ、質の高い教育及び保育を目指します。
どのような子どもが入園できるの？	幼稚園利用として入園したい子どもは公立幼稚園に入園できる要件を、保育園利用として入園したい子どもは公立保育園に入園できる要件を満たせば申し込めます。認定こども園としての特別な要件はありません。
保育時間はどうなるの？	幼稚園利用の子どもは、これまでの幼稚園と同様に午前8時30分から午後2時まで利用でき、最大午後5時までの預かり保育も利用できます。 保育園利用の子どもは、午前7時から午後6時までの範囲内で、保育量に応じた時間を利用できます。
保育料はどうなるの？	3歳以上児の幼稚園利用及び保育園利用の子どもの保育料は無償ですが、給食費はかかります。 3歳未満児の保育料は、市内施設で統一された基準を使い、保護者の市民税額により決定します。そのため、同一の市民税額であれば、保育園でも認定こども園でも同じ保育料となります。

民営化に関するQ & A

質問	回答
民営化で変わる（変わる可能性がある）点は？	運営主体が市から民間に変わることによって職員が変わります。その他、園の特色を出すために、教育・保育内容や行事、持ち物、教材費等が変更となる可能性があります。可能な限り現在の内容を引継ぎながら、徐々に時間をかけて変更するよう民間事業者へ依頼します。
職員が変わることによる子どもへの対応は？	職員が変わることによる子どもへのストレスについては、移管前に保育の引継ぎを実施しながら、予定された移管先の職員と交流することで、できる限り減らしたいと考えております。
保育料、開所時間等は変わるのか？	保育料は公立園でも私立園でも変わりません。開所日や開所時間については、現行以上にすることを民営化の受託条件として進めております。
引き続き通えるのか？	在園児については、引き続き受け入れることを民営化の受託条件として進めております。